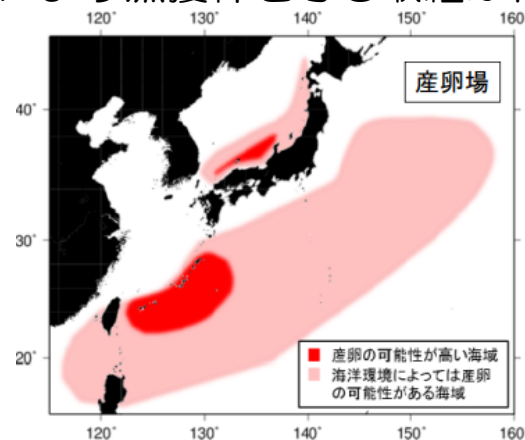
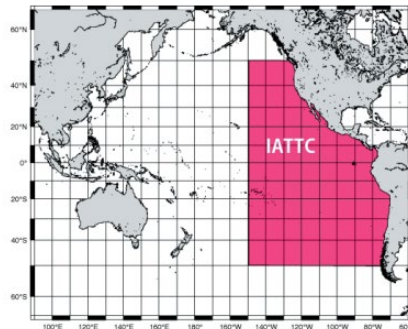
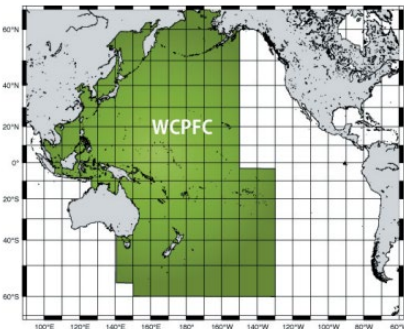


くろまぐろ遊漁に関する 届出制の導入について

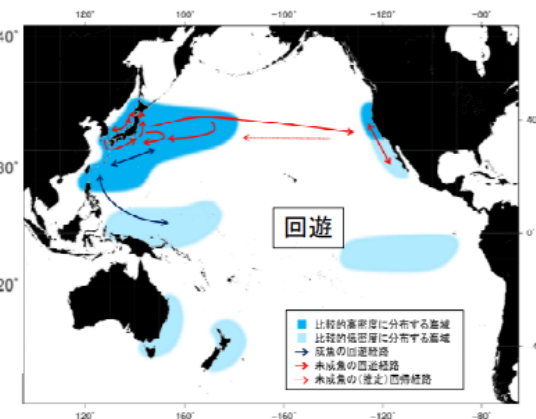
令和7年10月
水産庁

くろまぐろの資源管理について

- くろまぐろは、太平洋の西側はWCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）、東側はIATTC（全米熱帯まぐろ類委員会）と2つの国際機関がそれぞれ資源管理措置を導入し、日本、韓国、台湾、米国、メキシコ等の**関係国・地域の協力の下で管理が行われている**。
- WCPFCにおいては、**2015年以降、漁獲上限が設けられ、現在、これに沿って国内管理（漁業法に基づくTAC管理）を実施している**。
- 国際的に厳しい資源管理が求められているくろまぐろについては、**漁業は許可等により採捕出来る者を限定して管理を実施している**。
- 国際約束を遵守し、**将来にわたってくろまぐろ資源を利用していくためには、遊漁についても適切な管理を進める必要があることから、令和3年6月以降、広域漁業調整委員会指示により、資源回復のためにはできるだけ漁獲を控える必要のある小型魚の採捕を禁止するとともに、大型魚の採捕については、報告義務を課すとともに、採捕数量が期間別に定めた上限を超えるおそれがある場合には採捕を禁止する等の規制を実施している**。
※ 日本各地では、漁業においても放流等により漁獲枠を守る取組が行われています。



産卵期： 日本南方～台湾東沖 4～7月
日本海 7～8月



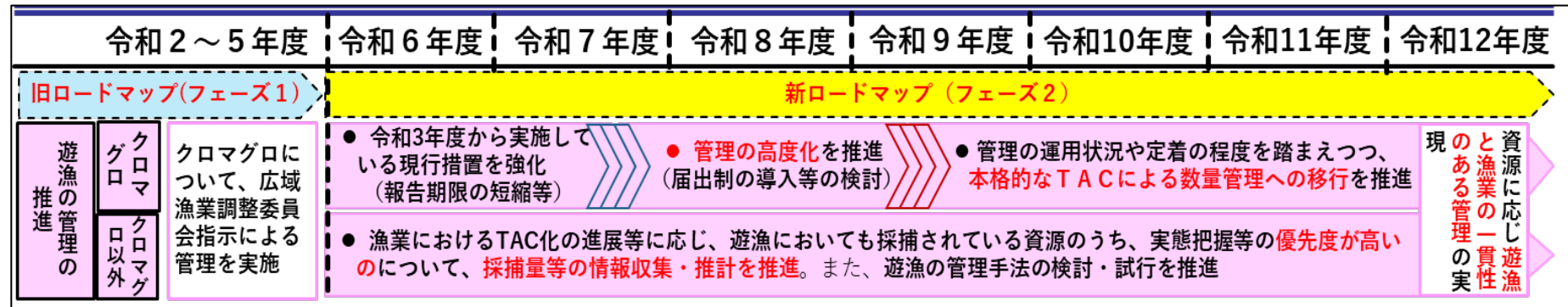
資料：ISCクロマグロ資源評価レポート（2016年）

水産基本計画（令和4年3月閣議決定）

これまでも遊漁における資源管理は、漁業者が行う資源管理に歩調を合わせて実施するよう求められてきたが、水産資源管理の観点からは、魚を採捕するという点では、漁業も遊漁も変わりはないため、今後、資源管理の高度化に際しては、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指していく。

遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められ、令和3年6月から、小型魚の採捕制限、大型魚の報告義務付けを試行的取組として開始したクロマグロについては、その運用状況や定着の程度を踏まえつつ、漁業と同じレベルの本格的なTACによる数量管理に段階的に移行する。

資源管理の推進のための新たなロードマップ（令和6年3月）



○水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会（令和6年9月24日）における意見

- 全体像の把握ができず、全国組織も存在していないクロマグロ遊漁に漁業と同様の管理区分を設けることはいかがか。
- 将来、遊漁にも管理区分が設定され、枠が配分される可能性があるということが、今後予定されているクロマグロ遊漁管理の高度化に遊漁者が参加するインセンティブとなることを期待する。

くろまぐろ遊漁専門部会の設置について

- くろまぐろ遊漁の管理手法に関する共通の事項について、調査審議するため、令和6年12月にくろまぐろ遊漁専門部会（太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会合同会議）を各広域漁業調整委員会の下に設置。
- 部会において、令和7年度におけるくろまぐろ遊漁の管理措置を検討するとともに、くろまぐろ遊漁の全体像が把握できるよう、届出制の具体的な内容についても議論。

氏名	現職
高田 充朗	静岡海区漁業調整委員会 委員
中島 均	山口県日本海海区漁業調整委員会 副会長
田中 栄次	東京海洋大学 名誉教授
岡 修	大阪府漁業協同組合連合会 代表理事会長
柏瀬 巖	公益財団法人 日本釣振興会 常任理事
菅原 美徳	一般社団法人 全日本釣り団体協議会 副会長
桜井 駿	一般社団法人 日本アングラーズ協会
森 聡之	特定非営利活動法人 ジャパンゲームフィッシュ協会 評議員

※令和7年9月30日時点

釣り（遊漁）に関する規制（ルール）

- 令和3年度から遊漁による採捕に関する規制を導入。
- 令和7年度の採捕（釣り）に関する規制（ルール）は以下のとおり。

- （1）小型魚（30kg未満）の採捕禁止。意図せず採捕した場合は直ちに放流。
- （2）大型魚（30kg以上）の保持は1人毎月1尾まで。それ以上採捕した場合は直ちに放流。
- （3）大型魚（30kg以上）を採捕した場合は、陸揚げした日から1日（翌日）以内に水産庁へ以下の情報を報告。
 - ・採捕者情報：氏名、住所、電話番号、メールアドレス、本人確認書類（運転免許証等の提出）
 - ・採捕したクロマグロ情報：尾数、重量、計量方法、尾さ長（及び写真添付）、陸揚げ日・場所
採捕海域、遊漁船の船名・登録都道府県・番号（遊漁船以外を利用した場合は船舶番号又は船舶検査済票の番号）
- （4）資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定めて採捕を禁止（※）。

※ 採捕禁止の運用について

- ・年間の採捕数量を60トン程度とし、これを毎月5トン（9月から3トン）で均等配分し、各月の採捕上限として設定。
- ・各月において報告される採捕数量の積み上がり状況を見て、毎月の採捕上限を超えるおそれがある場合、広域漁業調整委員会が公示した日から当該月の末日までの期間を採捕禁止。

- （5）委員会指示の有効期間：2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）



【目的】
くろまぐろ遊漁の全体像を把握するため

New !

令和8年4月1日から 届出制の導入

- 届出の種類は3つ。
 - ① 釣り人（遊漁者）
 - ② 遊漁船業者
 - ③ プレジャーボート等の遊漁船以外の船舶を運航する人

対象者

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、**くろまぐろ（大型魚）釣りをするすべての遊漁者**

届出期間

令和8年1月1日（木）から、**最初にくろまぐろを採捕しようとする日の1営業日前まで**
（一回届出を行えば、委員会指示期間中に何度も届出をする必要はありません）
（例）5月6日（水・祝）にくろまぐろ釣りに行く予定 → 5月1日（金）までに届出
5月20日（水）にくろまぐろ釣りに行く予定 → 5月19日（火）までに届出

届出方法

インターネット／LINE（令和8年1月1日から稼働予定）、メール等

届出内容

【必須項目】

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス

【任意項目】

○ 利用する予定の船舶に関する情報

- ・遊漁船を利用する場合 ⇒ 遊漁船登録都道府県、遊漁船登録番号、船名
- ・遊漁船以外の船舶（プレジャーボート）を利用する場合 ⇒ 船舶番号又は船舶検査済票の番号、船名
- ・カヤック、スタンドアップパドルボート（SUP）等を利用する場合

○ 入出港する予定の場所

- ・都道府県名、漁港又は港湾の名称等

○ 予定しているくろまぐろの採捕（釣り）の方法

- ・ルアー釣り、餌釣り、その他方法（具体的に記載）から選択

※ 任意項目は、釣行がすでに決定している場合はできる限り入力してください。

届出した内容に変更が生じた場合

速やかに変更届出をしてください。

（例）引っ越しにより住所が変更になった、など

届出をせずにくろまぐろ釣りをした場合

- 届出を行っていない方は、くろまぐろを採捕することはできません。
くろまぐろを意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流してください。
- 届出をせずにくろまぐろを採捕したことが確認された場合は、農林水産大臣から広域漁業調整委員会指示に従うべき旨の命令(裏付命令)が発出されます。当該命令に従わない場合は、漁業法第191条に基づき、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が適用されます。

注意事項

- 届出は釣りをしようとする海域ごとに行う必要があります。海域は右の図を参照してください。
- 遊漁船以外の船舶（プレジャーボート等）を使用して自らくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者は、「遊漁者」と「遊漁船以外の船舶を運航する者」としての届出の両方が必要です。
- 遊漁船業者は、遊漁者に対し、届出を含むくろまぐろ遊漁に関する規制について周知する義務があります。
遊漁船を利用する場合は、遊漁船業者又は遊漁船業務主任者から届出を含むくろまぐろ遊漁に関する規制について説明を受けてください（遊漁船業法第12条、第13条及び第16条）。



届出期間（1 営業日前）の考え方

例えば…

令和8年（2026年）5月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
4月26日	27	28	29	30	5月1日 (例1) この日までに届出	2
3	4	5	6 (例1) 釣りに行く予定	7	8	9
10	11	12	13	14 (例2) この日までに届出	15 (例2) 釣りに行く予定	16
17	18	19	20	21	22 (例3) この日までに届出	23
24	25 (例3) 釣りに行く予定	26	27	28	29	30
31	6月1日	2	3	4	5	6

対象者

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとするすべての遊漁船業者

届出期間

令和8年1月1日（木）から令和8年3月20日（金）まで ※ 一部例外あり
（この期間中に届出をしないと令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的とした案内はできなくなります。）

届出方法

インターネット／LINE（令和8年1月1日から稼働予定）、メール等

届出内容

- ・氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）
- ・住所
- ・電話番号
- ・電子メールアドレス
- ・船名
- ・遊漁船登録番号
- ・入出港しようとする場所

届出した内容に変更が生じた場合

速やかに変更届出をしてください。

（例）引っ越しにより住所が変更になった、など

注意事項

- 届出は釣りをしようとする海域ごと及び船舶ごとに行う必要があります。海域は下の図を参照してください。
- 遊漁者に対し、届出を含むくろまぐろ遊漁に関する規制について周知する義務があります（遊漁船業法第12条、第13条及び第16条）。



期間外の届出の特例

以下の事情に該当する場合は、最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする日が属する月の前月10日までに、必要書類の写しとともに、届出をしてください。

（例）11月3日に案内しようとする → 10月10日までに届出

事情	提出する書類
① 新たに船舶を取得した。	○ 船舶検査証書 ＋ 以下の書類のいずれか。 ① 小型船舶登録事項通知書 ② 漁船登録票
② 遊漁船業法に基づき新たに登録を受けた。	以下の書類のいずれか。 ① 遊漁船業法第5条第2項に基づく通知 ② 遊漁船業者登録票（別記様式第8号）
③ 被災した結果、届出期間に届出を行えなかった。	以下の書類のいずれか。 ① 罹災証明書 ② 各自治体が発行する被災証明書

届出をせずに遊漁者を案内した場合

届出をせずに遊漁者にくろまぐろ（大型魚）を採捕させる目的で漁場に案内したことが確認された場合は、農林水産大臣から広域漁業調整委員会指示に従うべき旨の命令(裏付命令)が発出されます。当該命令に従わない場合は、漁業法第191条に基づき、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が適用されます。

期間外の届出期限（漁場に案内しようとする日が属する月の前月10日まで）の考え方

例えば…

令和8年10月、11月及び12月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
9月27日	28	29	30	10月1日	2	3
4	5	6	7	8	9	(例1) 10 この日までに届出
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
11月1日	2	3	4	5	6	7
8	9	(例2) 10 この日までに届出	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	(例1) 26 初めて案内する予定	27	28
29	30	12月1日	(例2) 2 初めて案内する予定	3	4	5

対象者

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間遊漁船以外の船舶（プレジャーボート等）を運航して、

- ① くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しよう（連れて行こう）とするすべての者
- ② 自ら漁場に赴こうとするすべての者

届出期間

令和8年1月1日（木）から令和8年3月20日（金）まで ※ 一部例外あり

（この期間中に届出をしないと令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的とした案内又は自ら漁場に赴くことはできなくなります。）

届出方法

インターネット／LINE（令和8年1月1日から稼働予定）、メール等

届出内容

- ・ 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ 電子メールアドレス
- ・ 船名
- ・ 船舶番号又は船舶検査済票の番号
- ・ 入出港しようとする場所

届出した内容に変更が生じた場合

速やかに変更届出をしてください。

（例）引っ越しにより住所が変更になった、など

注意事項

- ・ 届出は釣りをしようとする海域ごと及び船舶ごとに行う必要があります。海域は下の図を参照してください。
- ・ 遊漁船以外の船舶（プレジャーボート等）を使用して自らくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者は、「遊漁者」としての届出も必要です。



期間外の届出の特例

以下の事情に該当する場合は、最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しよう（連れて行こう）とする日又は自ら漁場に赴こうとする日が属する月の前月10日まで、必要書類の写しとともに、届出をしてください。

（例）11月3日に案内しようとする → 10月10日までに届出

事情	提出する書類
① 新たに船舶を取得した。	○ 船舶検査証書 ＋ 以下の書類のいずれか。 ① 小型船舶登録事項通知書 ② 漁船登録票
② 漁船登録している漁船について、新たに船舶検査を受けた。	① 船舶検査証書 ② 漁船登録票
③ 被災した結果、届出期間に届出を行えなかった。	以下の書類のいずれか。 ① 罹災証明書 ② 各自治体が発行する被災証明書

届出をせずに遊漁者を案内した（連れて行った）場合又は自ら漁場に赴いた場合

届出をせずに遊漁者にくろまぐろ（大型魚）を採捕させる目的で漁場に案内した（連れて行った）こと又は自ら漁場に赴いたことが確認された場合は、農林水産大臣から広域漁業調整委員会指示に従うべき旨の命令(裏付命令)が発出されます。当該命令に従わない場合は、漁業法第191条に基づき、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が適用されます。

期間外の届出期限（漁場に案内しようとする日又は自ら漁場に赴こうとする日が属する月の前月10日まで）の考え方

例えば… 令和8年10月、11月及び12月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
9月27日	28	29	30	10月1日	2	3
4	5	6	7	8	9	(例1) 10 この日までに届出
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
11月1日	2	3	4	5	6	7
8	9	(例2) 10 この日までに届出	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	(例1) 26 初めて案内する予定	27	28
29	30	12月1日	(例2) 2 初めて自ら赴く予定	3	4	5

届出制の概要

届出対象	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に		
	くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする 全ての遊漁者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする 全ての遊漁船業者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として ① 遊漁者を漁場に案内しようとする ② 自ら漁場に赴こうとする 全ての遊漁船以外の船舶(プレジャーボート等)運航者
届出内容	【必須項目】 ○ 氏名 ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス 【任意項目】 ○ 利用する予定の船舶に関する情報 (遊漁船を利用する場合) ・ 遊漁船登録都道府県 ・ 遊漁船登録番号 ・ 船名 (遊漁船以外の船舶を利用する場合) ・ 船舶番号又は船舶検査済票の番号 ・ 船名 (カヤック、SUP等を利用する場合) ○ 入出港する予定の場所 ・ 都道府県名 ・ 漁港又は港湾の名称 ○ 予定しているくろまぐろの釣りの方法 ・ ルアー釣り ・ 餌釣り ・ その他方法（具体的に記載） から選択	○ 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 遊漁船登録番号 ○ 入出港する予定の場所	○ 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 船舶番号又は船舶検査済票の番号 ○ 入出港する予定の場所
届出期間	令和8年1月1日（木）から 最初にくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする日の1営業日前まで	令和8年1月1日（木）から令和8年3月20日(金)まで	
届出単位	・ 採捕しようとする海域ごと	・ 案内しようとする海域ごと ・ 案内しようとする船舶ごと	・ 案内し又は赴こうとする海域ごと ・ 案内し又は赴こうとする船舶ごと
届出方法	インターネット／LINE（令和8年1月1日から稼働予定）、メール等		
届出をしなかった場合	農林水産大臣から裏付命令を発出		
その他注意事項	遊漁船以外の船舶を使用して自らくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする者は「遊漁者」と「遊漁船以外の船舶運航者」の両方の届出が必要		

届出制導入までのスケジュール

日 程	
10月16日（木）	届出制導入に向けた説明会（1回目）
10月21日（火）	届出制導入に向けた説明会（2回目）
10月31日（金）	届出制導入に向けた説明会（3回目）
11月～12月	太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海広域漁業調整委員会
11月6日（木）	届出制導入に向けた説明会（4回目）
令和8年	
1月1日（木）	届出受付期間 開始
...	...
3月20日（金）	遊漁船業者 と 遊漁船以外の船舶運航者 の届出受付期間終了
...	...
4月1日（水）	届出制の開始

※ 遊漁者 の届出期限については、釣りに行こうとする日の1営業日前まで

Q1.なぜ届出制を導入するのですか。

- A. くろまぐろ遊漁の全体像が不明であることを踏まえ、全体像を把握することを主な目的として、くろまぐろ遊漁専門部会における議論を経て、令和8年度から届出制を導入することとされました。

Q2.届出を行う方法について教えてください。

- A. 水産庁HP「クロマグロ遊漁の部屋」に掲載されているシステムから届出を行うことができます。その他、メール等でも届出可能です。

Q3.届出をした証拠が手元に残りますか？

- A. 届出を受理した後、速やかに届出番号を交付します。

届出番号は、令和8年4月1日以降、くろまぐろ（大型魚）の採捕報告を行う際に必要になりますので、当該番号を忘れないよう記録するなどしてください。

また、届出をしたという証拠になりますので、くろまぐろ遊漁を行う際や、遊漁者を漁場に案内する際には、届出番号をいつでも提示できるようにしてください。

Q4.所有する船を自分で操縦して、自分でくろまぐろを釣りに行く場合には、どのような届出をすればいいですか。

- A. 「遊漁者」としての届出と、「遊漁船以外の船舶運航者」としての届出が必要になります。

以下のとおり、それぞれ届出期間が異なりますので、届出漏れのないようご注意ください。

【遊漁者の届出期間】

釣りに行く日の1営業日前まで

【遊漁船以外の船舶運航者の届出期間】

令和8年1月1日から3月20日まで

Q5.変更届出はいつまでに出す必要がありますか。

- A. 届出した事項に変更が生じた場合、速やかに届出を行ってください。

Q6.届出はいつまで有効ですか。

- A. 令和9年3月31日まで有効です。

令和9年4月以降にくろまぐろ遊漁を行う場合の届出は別途行う必要があります(予定)。

○ 遊漁によるくろまぐろ（大型魚）の規制に関すること



- 届出制の詳細な内容に関すること
- 届出を行うためのシステムに関すること



○ くろまぐろ（大型魚）を採捕した場合の報告に関すること



問い合わせ先

水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室
電話：03-3502-7768 FAX：03-3595-7332
Webページ

